

## 船橋市介護認定調査員研修実施要領

### 1. 趣旨

この要領は、要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）において、認定調査に従事する者が、公平・公正、かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させるため、本市が行う認定調査員に係る研修（以下「研修」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2. 実施主体

研修の実施主体は、船橋市とする。

### 3. 対象者

研修の対象者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 新規に認定調査に従事する者及び認定調査に従事することが予定される者であつて、船橋市が必要と認めたもの
- (2) 既に認定調査に従事している市職員（会計年度任用職員を含む。）又は市の認定調査を受託し、若しくは受託することを予定している指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設及び地域包括支援センターの介護支援専門員若しくは指定市町村事務受託法人の介護支援専門員及び保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有するもの若しくは介護支援専門員であつて船橋市が必要と認めたもの

### 4. 研修内容及び研修方法等

認定調査員の研修区分、対象者、研修内容及び研修方法は、次の表のとおりとする。

研修区分	対象者	研修内容	研修方法
新規研修	前項第1号に定める者	(1)要介護認定等に関する基本的な考え方	要介護認定等に関する手続きの一連の流れ、要介護認定等基準の基本的な考え方、要介護認定等基準時間の設定方法、一次判定の基本的考え方、二次判定の方法及びその基本的考え方等について講義方式によって実施する。
		(2)認定調査の実施方法	認定調査に関する総括的な留意事項及び調査方法、個別項目に関する定義、調査上の留意点及び選択肢の判断基準、認定調査票の記入方法等について講義方式によって実施する。

		(3)その他	必要に応じ以下の事項等について検討会方式により実施する。 ア 調査結果を記載する際に判断に迷った場合の記載の仕方 イ 特記事項の適切、不適切な記載の仕方 ウ 同一の高齢者について複数の認定調査員が実施した調査結果の比較
現任研修	前項第2号に定める者	(1)改正等に関すること	要介護認定等及び認定調査に関する項目の変更内容等について講義方式によって実施する。
		(2)その他	必要に応じ以下の事項等について検討会方式により実施する。 ア 調査結果を記載する際に判断に迷った場合の記載の仕方 イ 特記事項の適切、不適切な記載の仕方 ウ 同一の高齢者について複数の認定調査員が実施した調査結果の比較

## 5. 研修実施上の留意点

### (1) 講師

介護保険業務に携わる船橋市職員その他認定調査に関する知識及び経験を有すると船橋市が認めた者とする。

### (2) 研修課程標準時間目安

ア 新規研修 合計4時間以上とする。

イ 現任研修 合計時間は特に定めず、必要に応じ、定期的に開催する。

### (3) 研修の修了

新規研修又は現任研修のそれぞれの全課程を受講した者を研修の修了者とする。

### (4) 研修修了者

ア 市長は、新規研修及び現任研修の別に研修の修了者の氏名、生年月日、資格等について名簿を作成する。

イ 新規研修の修了者には、修了証書を交付する。

## 6. その他

研修の実施にあたり、研修日程、研修内容等について千葉県と調整を図るものとする。

附 則

この要領は、平成21年11月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。